

第 1 3 号 議 案

令和5年度京都府水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度京都府水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町及び精華町
 - (2) 年 間 総 給 水 量 37, 332, 000立方メートル
 - (3) 一 日 平 均 給 水 量 102, 000立方メートル
 - (4) 主要な建設改良事業
- 府営水道管路更新事業 送 水 管 路 一式

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益		5, 696, 825千円
第 1 項	営 業 収 益		5, 376, 870千円
第 2 項	営 業 外 収 益		319, 955千円
		支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用		5, 128, 004千円
第 1 項	営 業 費 用		4, 678, 225千円

第 2 項	営 業 外 費 用	448,778千円
第 3 項	特 別 損 失	1千円
第 4 項	予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,420,082千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,228千円、減債積立金428,233千円、過年度分損益勘定留保資金1,296,897千円及び当年度分損益勘定留保資金573,724千円で補填するものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	848,001千円
第 1 項	企 業 債	848,000千円
第 2 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	3,268,083千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,340,288千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,926,795千円
第 3 項	予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
原 水 、 浄 水 及 び 送 水 費	令和5年度から令和6年度まで	302,000 <small>千円</small>

令和5年度府営水道施設改良事業費

令和5年度から令和7年度まで

1,111,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------|---|
| 起債の目的 | 建設改良資金に充てるため。 |
| 限度額 | 848,000千円 |
| 起債の方法 | 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） |
| 利率 | 年10.0%以内 |
| 償還の方法 | (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	462,563千円
-------	-----------

令和5年2月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊